

第三次柏崎市子ども読書活動推進計画

ーかしわざき子ども読書プランー



令和7（2025）年3月

柏崎市教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1	計画の趣旨や位置付け等	1
2	計画の目標	2
3	基本方針	2
4	子どもの読書に関するアンケートについて	3
5	数値目標の達成状況	4

第2章 子ども読書活動の現状と課題

1	家庭・地域における取組と現状	5
2	保育園・認定こども園・幼稚園における取組と現状	9
3	学校における取組と現状	10
4	図書館（ソフィアセンター）における取組と現状	22

第3章 子ども読書活動推進のための施策

1	「絵本で子育て」の推進（継続・充実）	28
2	「家庭読書(家読)」の普及・定着（継続・充実）	29
3	児童図書整備と利用促進（継続）	30
4	読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用（継続）	30
5	読書関係職員研修の充実（継続）	31
6	支援を要する子どもへの対応（新規）	31
7	学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討と学校読書支援員による巡回支援（継続・充実）	32
8	学校図書館の施設及び資料整備の充実（継続）	33
9	子ども読書活動の広報・啓発（継続）	34

第4章 施策の効果的な推進に必要な事項

1	推進体制	35
2	進行管理	35

資料

・子どもの読書活動の推進に関する法律	36
・学校図書館法	38
・文字・活字文化振興法	40

第1章 子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画の趣旨や位置付け等

(1) 計画の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため平成13（2001）年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国は平成14（2002）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。現在は第五次基本計画（令和5（2023）年3月）を策定してその推進に取り組んでいます。

また、新潟県は平成16（2004）年3月に「新潟県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。現在は第三次計画（令和2（2020）年3月）による施策を推進しています。

柏崎市では国や県の動向を踏まえ、「柏崎市子ども読書活動推進計画（かしわざき子ども読書プラン）」の第一次計画を平成27（2015）年3月に、第二次計画を令和2（2020）年3月に策定し、地域・家庭・学校等で10年間にわたり様々な取組を行ってきました。そして、子どもの読書活動を更に推進していくため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、令和7（2025）年度を初年度とする「第三次柏崎市子ども読書活動推進計画」（愛称：かしわざき子ども読書プラン）を策定しました。

(2) 計画の目的

子どもたちが読書に親しむことは、健やかな成長や生きる力につながります。本を読むことで、子どもは言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。また、多くの本を読むことで、生活に必要な読解力が身につくことも期待されます※1。このため、第一次・第二次計画で掲げた基本方針を引き継ぎ、更なる子ども読書活動を推進するための施策の方向性や取組を示します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画です。「柏崎市第五次総合計画」を始め、「第四次柏崎市生涯学習推進計画」及び「柏崎市教育大綱」などとの整合を図ります。



※1 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」：令和3（2021）年3月独立行政法人国立青少年教育振興機構発行による調査では、子どもの頃の読書量が多い人ほど意識・非認知能力・認知機能が高い傾向にあると報告されている。

(4) 計画の対象と期間

本計画の対象はおおむね18歳までの子ども※²としますが、取組の主体は保護者を始め、読書ボランティア※³及び読書に関わる全ての市民とします。計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

(5) 読書活動の内容

本計画における「読書活動」とは、「本を読む」のみならず、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「読書後に感想文などを書く」、「調べるために本、雑誌、学習漫画、新聞、インターネットを活用する」など、子どもの読書に資する活動全般をいいます。

2 計画の目標

(1) 読書習慣の形成

子どもが自主的に読書をする習慣の形成を目指します。

(2) 読書環境の整備

家庭、地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校及び図書館を始めとした公共教育機関などそれぞれの場面において、発達段階ごとの子どもを取り巻く読書環境の整備を目指します。

3 基本方針

(1) 自主的な読書活動の推進

子どもたちの読書機会を増やすには、子ども自身が読書活動の楽しさや意義を知ることが大切です。それには、子どもが日常の中で自主的に読書活動に取り組めるようにすることが必要です。

子どもが自ら読書に親しみ、習慣となるよう子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

(2) 読書機会の提供と諸条件の整備

0歳から18歳に至るまで発達段階に応じて、子どもが生活の中で自主的に読書活動を行うことができる環境を整えることが重要です。

家庭、地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校及び図書館等がそれぞれ独自に、又は相互に連携・協力して子どもの読書活動の推進が図られるような読書機会の提供とその取組に必要な諸条件の整備に努めます。

(3) 読書活動推進に関する啓発活動の促進

乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者等に伝え、子どもたちに読書の楽しさや意義を理解してもらうための啓発活動は、子どもの自主的な読書活動を推進するために重要です。「絵本で子育て」や「家庭読書」を始め、子どもの読書活動につながる取組を進めるための啓発活動を関連機関や施設等が連携・協力しながら促進します。

4 子どもの読書に関するアンケートについて

第三次計画を策定するに当たり、次のとおり調査を実施しました。

子どもの読書に関するアンケート調査 令和6（2024）年1月実施

調査対象者		対象数	調査数	回収率
児童・生徒	小学校2年生	524 人	517 人	98.7 %
	小学校5年生	581 人	575 人	99.0 %
	中学校2年生	624 人	530 人	84.9 %
	高校2年生	753 人	518 人	68.8 %
	計	2,482 人	2,140 人	86.2 %
保護者	保育園・認定こども園・幼稚園（年中児）の保護者	489 人	234 人	47.9 %
	小学校2年生の保護者	524 人	337 人	64.3 %
	小学校5年生の保護者	581 人	332 人	57.1 %
	計	1,594 人	903 人	56.6 %
合 計		4,076 人	3,043 人	74.7 %

施設の読書活動調査 令和6（2024）年8月実施

対象者	対象数及び調査数
コミュニティセンター	27 館
小・中学校、中等教育学校、特別支援学校	33 校

読書ボランティア活動調査 令和6（2024）年9月実施

対象者	調査数
読み聞かせ等の子どもの読書に関わるボランティア	7 人



※2 子ども：子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13（2001）年法律第154号）第2条に「おおむね18歳以下の者」としている。

※3 読書ボランティア：学校、保育園・認定こども園・幼稚園、図書館又はコミュニティセンターなどで絵本の読み聞かせ、紙芝居、又は図書修理などを行うボランティアの総称。

5 数値目標の達成状況

子ども読書活動推進計画の取組を進めるため、第二次計画では数値目標を掲げました。その達成状況は、次のとおりです。

1 「絵本で子育て」の推進

() 内ptは平成30（2018）年度実績との差

項目	第二次計画 数値目標	令和5（2023）年度 実績	平成30（2018）年度 実績
読み聞かせを週1日以上 行っている保護者	80.0%	63.6% (△9.9pt)	73.5%

令和6（2024）年1月に本市が実施した「子どもの読書に関するアンケート調査」では、週1回以上読み聞かせを行っている幼児保護者は、63.6%と平成30（2018）年度実績の73.5%に比べ9.9ポイント減少しています。保護者は、読み聞かせの必要性は感じているものの、仕事や家事のため読み聞かせをする時間がない傾向がありますが、約6割の保護者が読み聞かせを週1日以上行っています。

2 「家庭読書（家読）」の普及・定着

() 内 pt は平成 30（2018）年度実績との差

項目	第二次計画 数値目標	令和5（2023）年度 実績	平成30（2018）年度 実績
①「読書が好き・どちらかという と好き」という子どもの割合	小学生 93.3% 中学生 85.6%	小学生 81.4% (△6.9pt) 中学生 75.5% (△7.1pt)	小学生 88.3% 中学生 82.6%
②家や図書館で1日 当たり30分以上読 書をする割合	小学6年生 40.0% 中学3年生 37.0%	小学6年生 32.7% (△6.8pt) 中学3年生 33.2% (△3.7pt)	小学6年生 39.5% 中学3年生 36.9%

①令和6（2024）年1月に本市が実施した「子どもの読書に関するアンケート調査」では、「読書が好き・どちらかというと好き」という子どもの割合は、小学生が81.4%と平成30（2018）年度実績の88.3%に比べ6.9ポイント減少、中学生が75.5%と平成30（2018）年度実績の82.6%に比べ7.1ポイント減少しています。小学生の約8割、中高生の約7割が「読書が好き」の状況は維持しています。

②令和5（2023）年度全国学力・学習状況調査^{※4}の結果では、家や図書館で1日当たり1時間以上読書をする柏崎市の子どもの割合が小学校6年では32.7%と全国（37.3%）・新潟県（33.0%）の平均とほぼ同じく、中学校3年では33.2%と全国（28.4%）・新潟県（27.9%）の平均を上回り、目標に達しなかったものの一定の読書習慣は定着しています。

※4 全国学力・学習状況調査：平成19（2007）年度 から、日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象に行っている学力・学習状況を把握するための調査。令和6（2024）年度調査から質問項目が変更され、「家や図書館で1日当たり30分以上読書をする割合」の基となる質問項目が削除されたため、次期計画策定時には、市独自調査を予定。

第2章 子ども読書活動の現状と課題

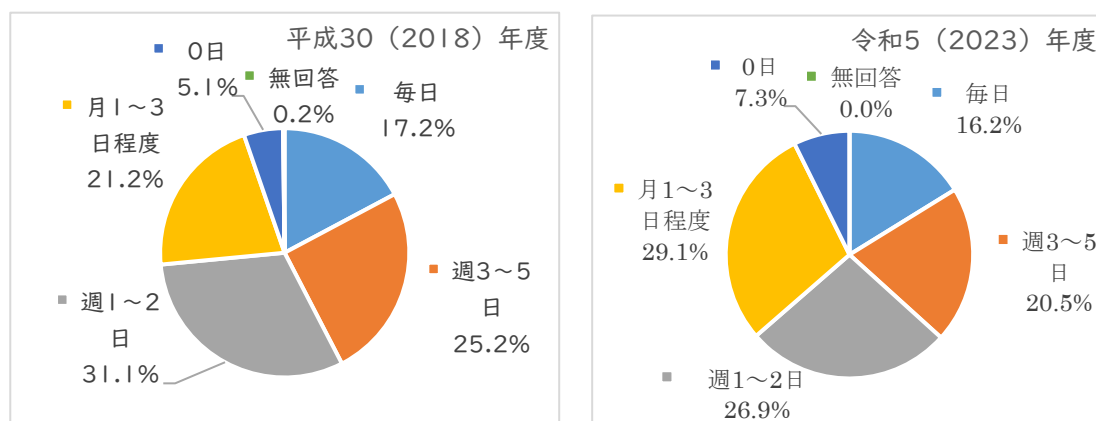
第二次計画により令和2（2020）年度から取り組んだ内容と状況は、次のとおりです。

Ⅰ 家庭・地域における取組と現状

●家庭での取組等

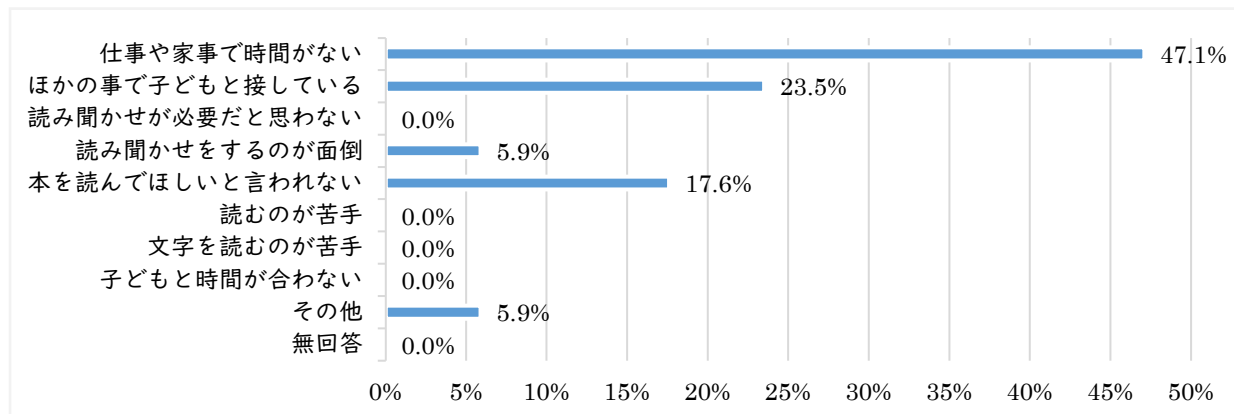
- ・家庭での読み聞かせの充実を図るために、ブックスタート事業を始め、読み聞かせ講座、絵本イベント、絵本の紹介などを通じて、保護者に読み聞かせの効果などに関する啓発を行いました。

家庭での読み聞かせ実施率（幼児保護者）



・読み聞かせを週1日以上している幼児保護者は、63.6%と前回調査時から9.9%減少しています。目標値の80.0%には16.4%足りず目標値に達しませんでした。約6割の保護者が週1回以上読み聞かせをしています。また、月1～3日程度読み聞かせをしている保護者は7.9%増えています。月1回以上読み聞かせをしている保護者は、前回調査時と変わらず約9割でした。週3～5日、週1～3日読み聞かせをしている保護者が月1～3回に移行していると考えられます。

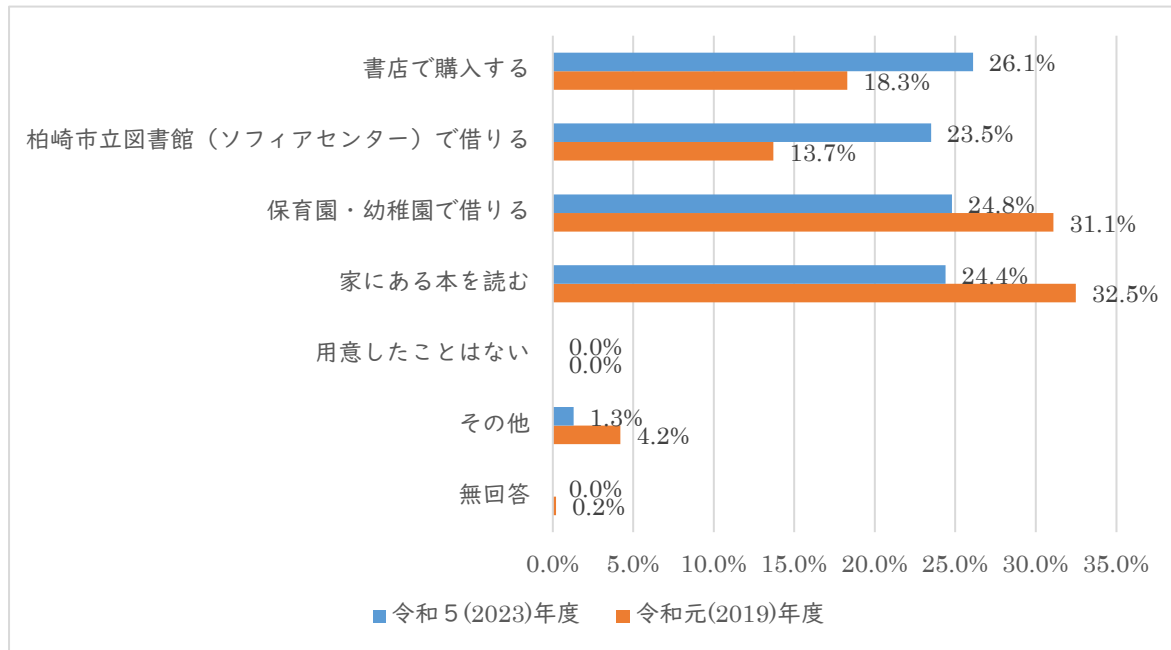
家庭での読み聞かせを0日と回答した保護者（7.3%）の理由（R5（2023）年度幼児保護者）



・「家庭での読み聞かせを0日」と回答した保護者の最も多かった理由は「仕事や家事で時間がない」の47.1%でした。また、「読み聞かせが必要だと思わない」と回答した方はいませんでした。この結果から、読み聞かせは必要と思いながらも仕事や家事で取組が難しい状況があります。

子どもに読み聞かせる本はどのように用意するか

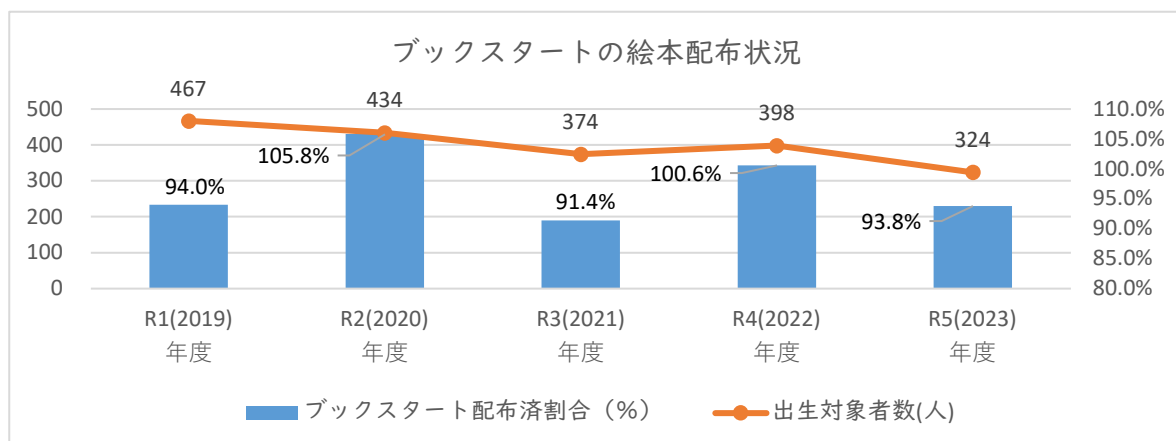
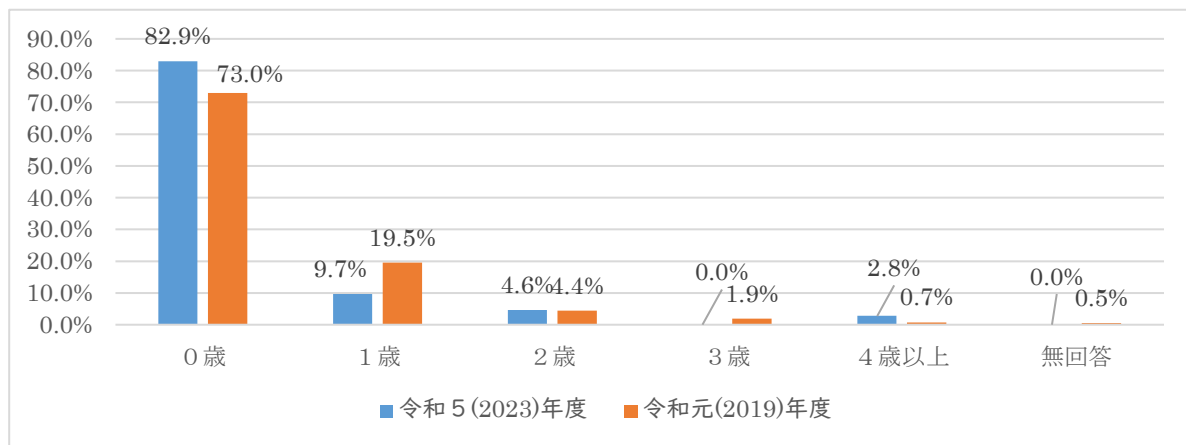
(R5 (2023) 年度幼児保護者)



・子どもに読み聞かせる本を「書店で購入する」が 7.8%、「柏崎市立図書館で借りる」が 9.8%増えており、市立図書館の利用が進んでいます。「保育園・幼稚園で借りる」の割合は減少しましたが、保護者の 24.8%は保育園や幼稚園にある本を継続して利用しています。

初めて本を読んであげた年齢

(R5 (2023) 年度幼児保護者)



ふれあいブックスタートの参加状況

R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
5回 15組 31人	12回 23組 49人	12回 71組 147人

- ・初めて本を読んであげた年齢は0歳が最も多く、前回調査時より9.9%増えました。ブックスタート※5では対象者の9割が絵本を受け取り、ふれあいブックスタートでは年々参加者も増えていることから、読み聞かせの必要性など保護者への意識付けができてきていると推測されます。

●地区コミュニティセンターなどの子ども読書活動 (R6(2024)年度調査)

活動年度	児童図書 の設置	絵本読み聞かせ活動		貸出文庫 の利用
		子育てサークル主催	コミセン主催	
平成26(2014)年度	16 館	4 館	1 館	12 館
令和元(2019)年度	22 館	2 館	1 館	13 館
令和6(2024)年度	16 館	1 館	0 館	10 館

- ・地区コミュニティセンターでは、児童図書の設置や貸出文庫を活用し、読書環境を整備しています。

●子育て支援室及び元気館ジャングルキッズの読み聞かせ

- ・保育園に併設の子育て支援室や元気館ジャングルキッズでは、保育士が毎日読み聞かせを実施しています(「お楽しみタイム」「キラキラ絵本」等)。
- ・元気館ジャングルキッズで絵本専門士によるプチ講座「あいう絵本」を毎月1回実施しています。
- ・保育課と図書館の共催により、元気館内で実施する子育て講座「親子であ・そ・ぼ」で保護者を対象に「えほんライブ」を開催しました。親子で絵本に親しむ機会となりました。
- ・保育園に併設の子育て支援室や元気館ジャングルキッズを会場に、図書館職員による読み聞かせを行う「出張おはなし会」を実施しています。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となるおはなし会が多くありました。

年 度	実施回数	参加者数
令和元(2019)年度	19 回	延べ 613 人
令和2(2020)年度	3 回	延べ 79 人
令和3(2021)年度	13 回	延べ 153 人
令和4(2022)年度	11 回	延べ 139 人
令和5(2023)年度	11 回	延べ 112 人

※5 ブックスタート:イギリスで1992年に始まった運動。0歳児とその保護者にメッセージや説明を添えて絵本を手渡す活動。柏崎市では赤ちゃんの4か月検診時に絵本の読み聞かせを通して、親子の時間を楽しみ、絆を深めることの大切さを伝え、後日に絵本を渡している。また、ブックスタート事業のフォローアップとしてふれあいブックスタートを実施している。

●孫育て講座やＢＰ（ベビープログラム）講座での「絵本で子育て」啓発

- ・市民プラザで開講している「孫育て講座」や「ＢＰ（ベビープログラム）講座」の中で、司書が会場に出向き、絵本を介した子育ての重要性や方法などを伝えました。

●児童クラブの貸出文庫利用

- ・児童クラブは、９団体が貸出文庫を利用しており、子どもたちが多様なジャンルの図書を読む機会になっています。

●児童図書の整備と利用促進

- ・各子育て支援室や元気館ジャングルキッズ、児童クラブで児童図書を購入し、読書環境を継続して整えました。

■まとめ

地区コミュニティセンターなどで児童図書の設置が継続され、子どもたちが児童書に触れる環境が整っています。

読み聞かせの知識と経験の豊富な図書館職員による「出張おはなし会」の実施はコロナ禍の影響により減少しましたが、継続することで子どもたちの絵本に触れる体験が、より充実したものとなりました。

約８割の保護者が０歳時から読み聞かせを始めていることから、ブックスタート事業やふれあいブックスタートによる保護者への意識付けが定着しつつあります。

幼児保護者の家庭での読み聞かせ実施率が全体的に減少傾向にあるものの、６割は読み聞かせを実施しています。「仕事や家事で時間がない」ことで読み聞かせができない現状も見えてきました。子どもに対する読み聞かせの関心や必要性を感じているものの、ライフスタイルの多様化により、読み聞かせや読書に取り組むことが難しい現状があります。各家庭のライフスタイルに合った取組の推進が必要です。

また、絵本の読み聞かせにあまり関心のない家庭での読み聞かせの充実を図るために、保護者に対する絵本の紹介の仕方や、読み聞かせの意義・効果のＰＲ方法など、より工夫をした啓発活動を更に考えていく必要があります。

2 保育園・認定こども園・幼稚園における取組と現状

●絵本読み聞かせの実施状況

- ・各園で、保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居が日々行われています。また季節や年齢に合った絵本の紹介をしました。

●園から保護者への絵本貸出しの状況

- ・各園で絵本の貸出しが継続して行われました。
- ・保護者からは、「図書館へ行かなくても園で借りることができ便利」と好評を得ています。

●児童図書の整備と利用促進

- ・各園において児童図書を購入するとともに、寄贈図書の受け入れを行い、読書環境を整えました。

●貸出文庫の利用

保育園・幼稚園への貸出し

	利用園数	利用率
令和元（2019）年度	27 園／33 園	81.8 %
令和 5（2023）年度	24 園／32 園	75.0 %

- ・園の7割が継続して利用しています。
- ・園からは、「園所蔵以外の多くの図書等が利用できる。」と評価されています。

■まとめ

保育園・認定こども園・幼稚園においては、絵本等の読み聞かせや紙芝居が日々行われており、園児は絵本等の楽しさに触れる機会が提供されています。また、利用数は減ったものの、各園から保護者への絵本等の貸出しもされており、保護者から喜ばれています。さらに、各園に児童図書が設置され、貸出文庫の利用も定着しており、読書環境の充実が図られました。

今後も、園での読み聞かせや読書環境を充実させるとともに、保護者に絵本の紹介や読み聞かせの意義と効果の啓発活動を継続していく必要があります。

3 学校における取組と現状

●子どもの読書習慣と読書量

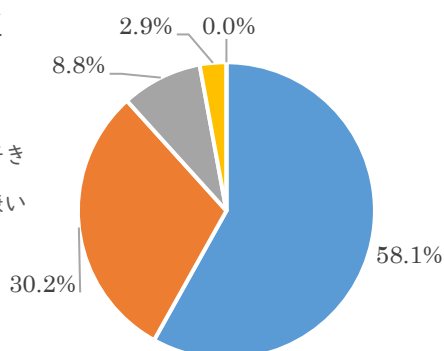
・読書に対する興味

小学生では「好き」「どちらかというとき」と回答した児童が81.4%と前回調査に比べ6.9%減少しました。中学生は75.5%と前回に比べ7.1%減少しました。小学生は「本を読むのがあまり好きではない・好きではない」理由に「文章や文字を読むのが苦手だから」や「テレビやゲームのほうが楽しいから」を挙げています。また、中学生は「本を読むのがあまり好きではない・好きではない」理由に「読むのが面倒だ」や「テレビやゲームのほうが楽しいから」を挙げています。学年が進むにつれ、活字や読書に抵抗を感じたり、他の趣味嗜好に興味を広がるのが原因と推測されます。なお、今回初めて高校生に調査を行い、「好き」「どちらかというとき」と回答した割合は68.9%でした。結果、目標値に達しなかったものの、小学生は約8割、中高生は約7割が「読書が好き」の傾向にあります。

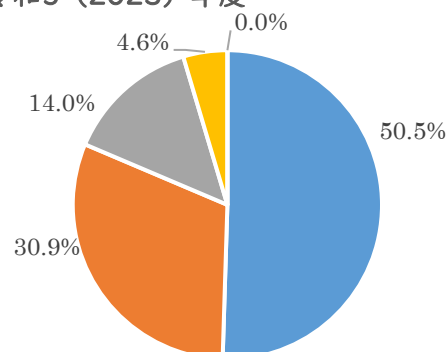
小学生

平成30（2018）年度

- 1. 好き
- 2. どちらかというとき
- 3. どちらかというとき嫌い
- 4. 嫌い
- 5. 無回答



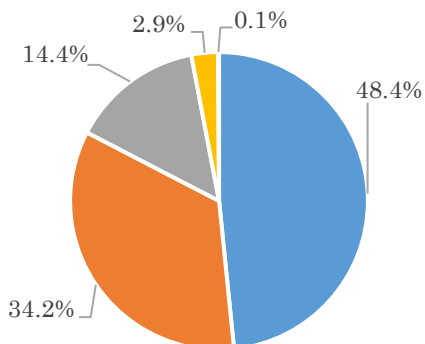
令和5（2023）年度



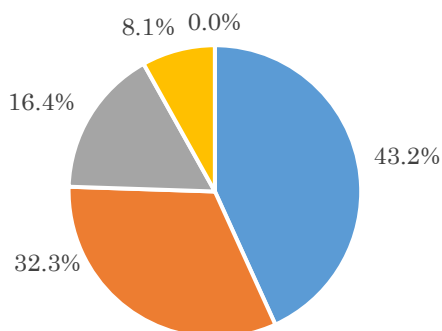
中学生

平成30（2018）年度

- 本を読むことが好き
- どちらかというとき
- あまり好きではない
- 好きではない
- 無回答

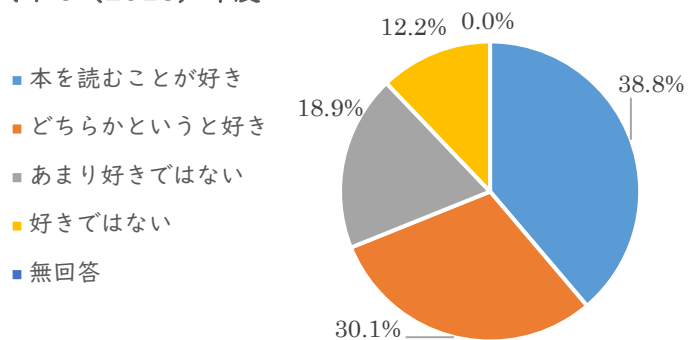


令和5（2023）年度



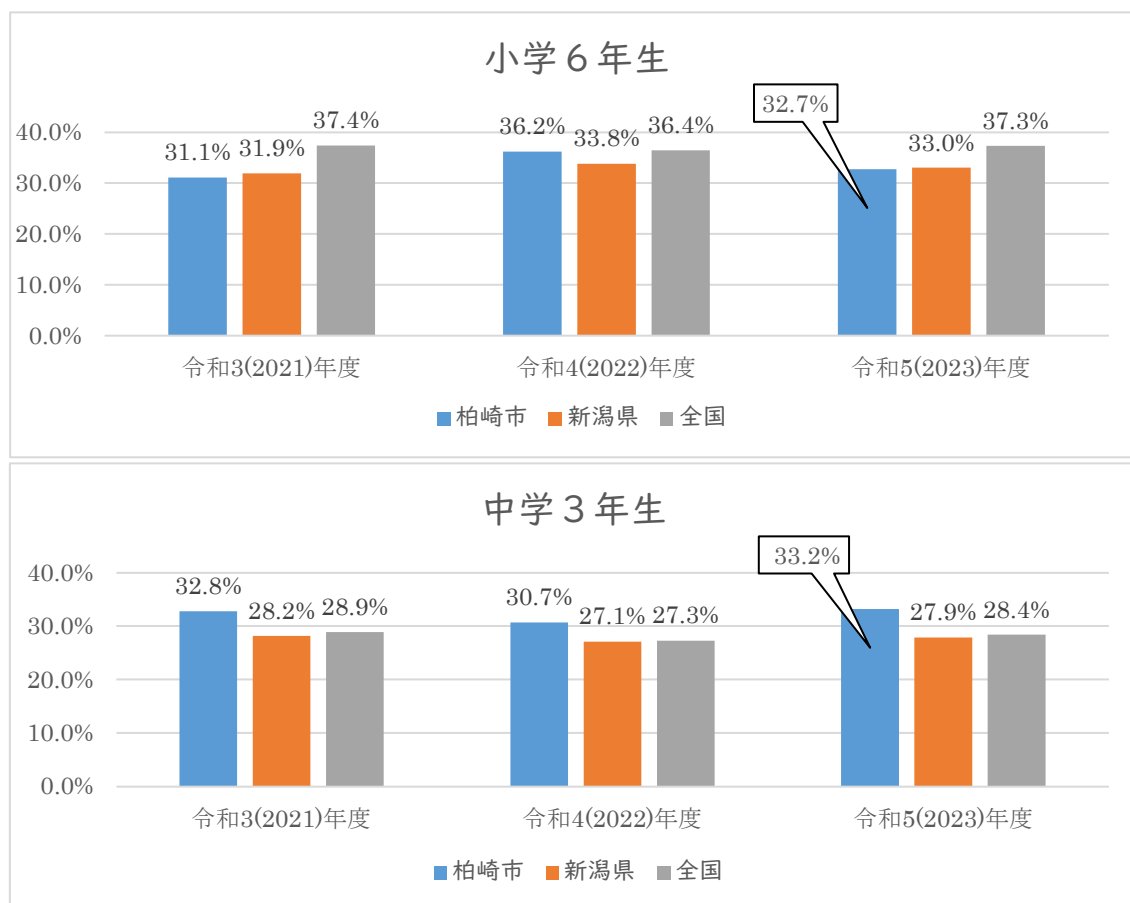
高校生 ※平成 30（2018）年度調査なし

令和5（2023）年度



・読書習慣の定着

毎年実施されている全国学力・学習状況調査における読書に関する状況
家や図書館で1日当たり30分以上読書をする子どもの割合

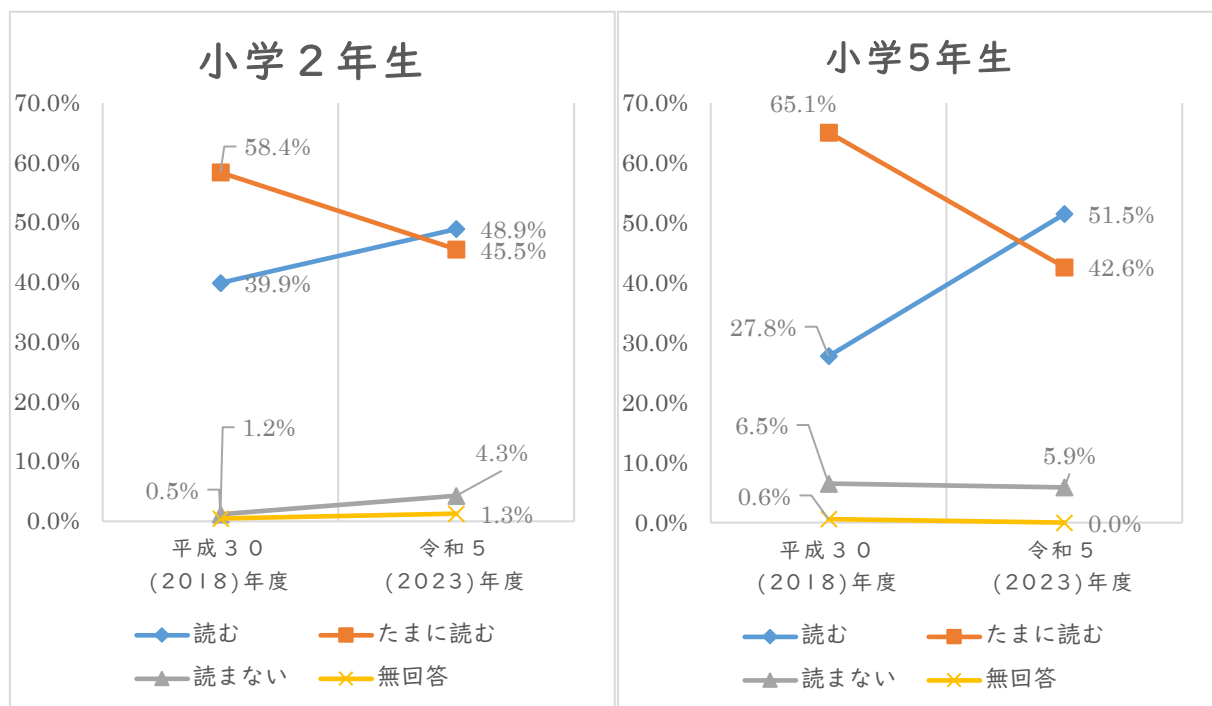


・家や図書館で1日当たり30分以上読書をする子どもの割合は、小学生は32.7%、中学生は33.2%でした。小学生は、全国、新潟県の平均とほぼ同じく、中学生は、全国、新潟県の平均を上回っています。目標値には達しませんでした。一定数の児童・生徒の読書習慣は定着してきているものと思われます。

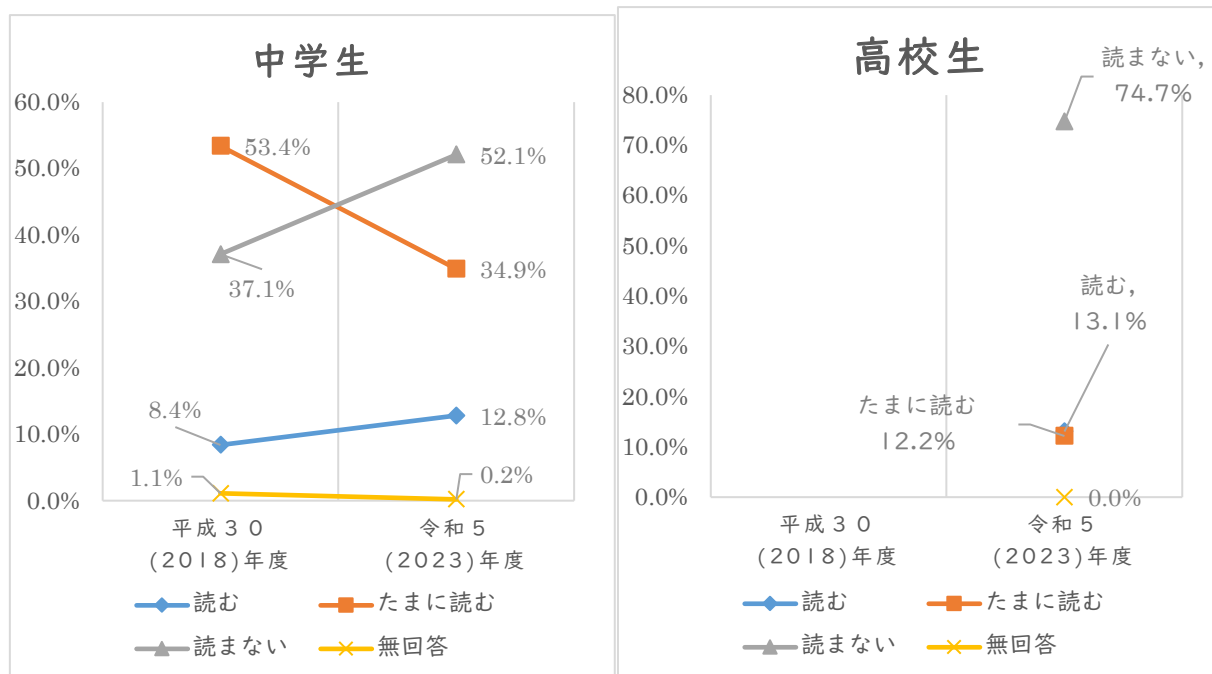
●学校の図書室の利用

学校の図書室の本を読みますか

(R5 (2023) 年度調査)



- ・小学生は2年生、5年生ともに「読む」が「たまに読む」を超え大きく伸びました。
- ・小学生の読む子どもが増加している背景には、小学校を巡回している学校読書支援員^{※6}の読書支援があると推測されます。



- ・中学生は、学校の図書室の本を「読まない」が37.1%から52.1%に大きく増加し、「たまに読む」が18.5%減少しています。高校生は、74.7%が「読まない」と回答しています。
- ・中学生の「学校の図書室の本を読まない理由」を分析する必要があります。

中学生の「本を読むことが好きか」と「学校の図書室の本を読むか」の割合

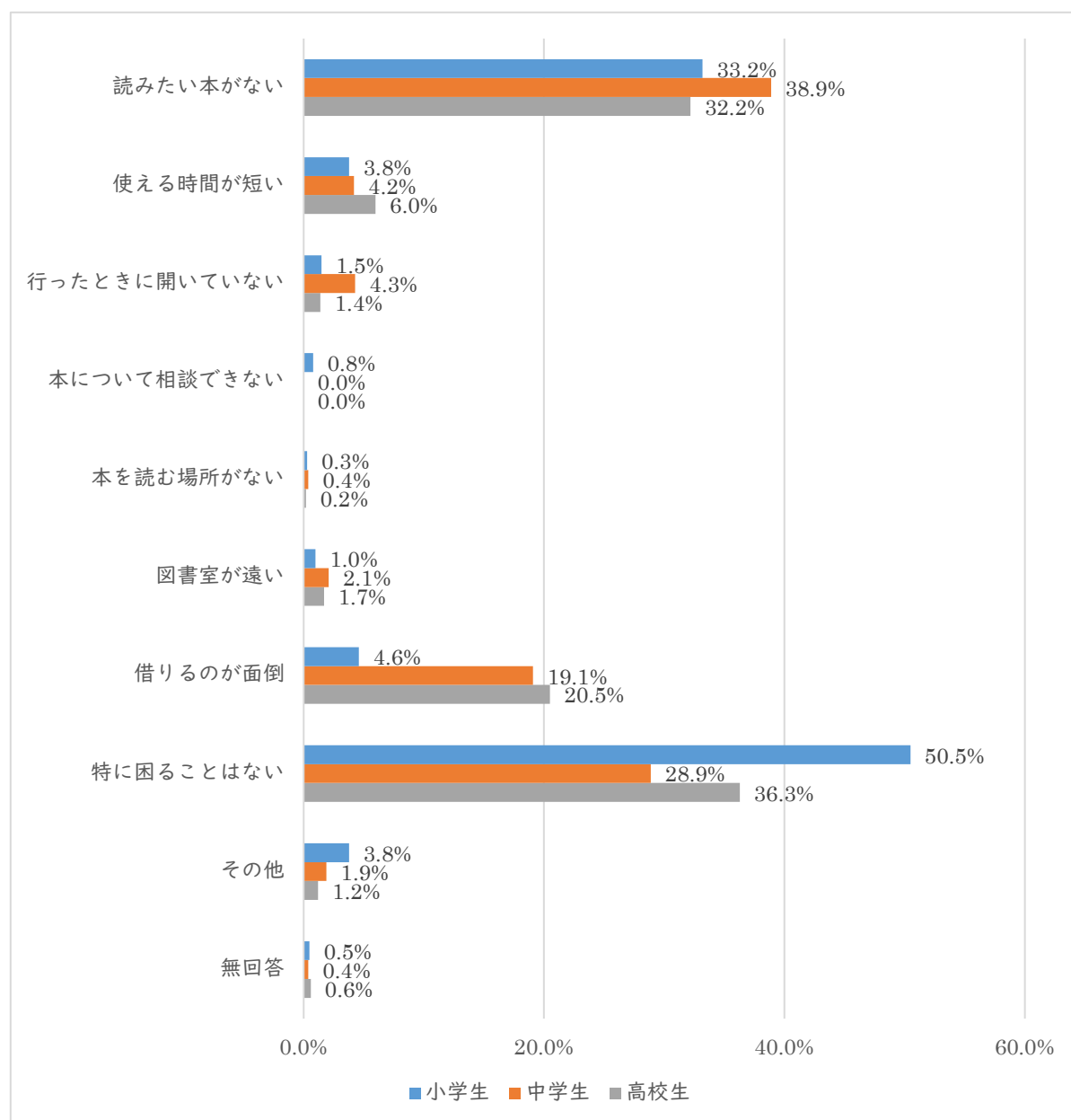
(R5 (2023) 年度調査)

中学2年生		学校の図書室の本を読みますか			
		読む	たまに読む	読まない	回答人数
本を読むことが好きですか(絵本、歴史、理科などのマンガ・雑誌などを含む)	好き・どちらかという人喜欢	63人	153人	183人	400人 (無回答1名)
		15.8%	38.3%	45.8%	
	あまり好きではない・好きではない	5人	32人	93人	130人
		3.8%	24.6%	71.5%	

・中学生は、本を読むことが好き・嫌いにかかわらず、学校の図書室の本を読まない生徒が一定数いることがわかります。

学校の図書室の利用で一番困る理由(全体)

(R5 (2023) 年度調査)



「読みたい本がない」と回答した割合

	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和 5 (2023) 年度	前年度比
小学生	27.4 %	26.7 %	33.2 %	6.5 %増
中学生	34.8 %	30.8 %	38.9 %	8.1 %増
高校生	-	-	32.2 %	-

- ・学校の図書室を利用する際に一番困ることについて、小学生の5割が「困ることはない」と回答していますが、なぜ困らないのかを分析する必要があります。
- ・理由はどの学年も「読みたい本がない」が一番多く、増加傾向にあります。特に、中高生は「読みたい本がない」や「借りるのが面倒」と感じる傾向にあります。児童・生徒が「読みたい」と思う、又は興味を持つような学校図書の整備充実を進める必要があります。

「学校の図書室の本を読まない中学生」の図書室の利用で一番困ること (R5 (2023) 年度調査)

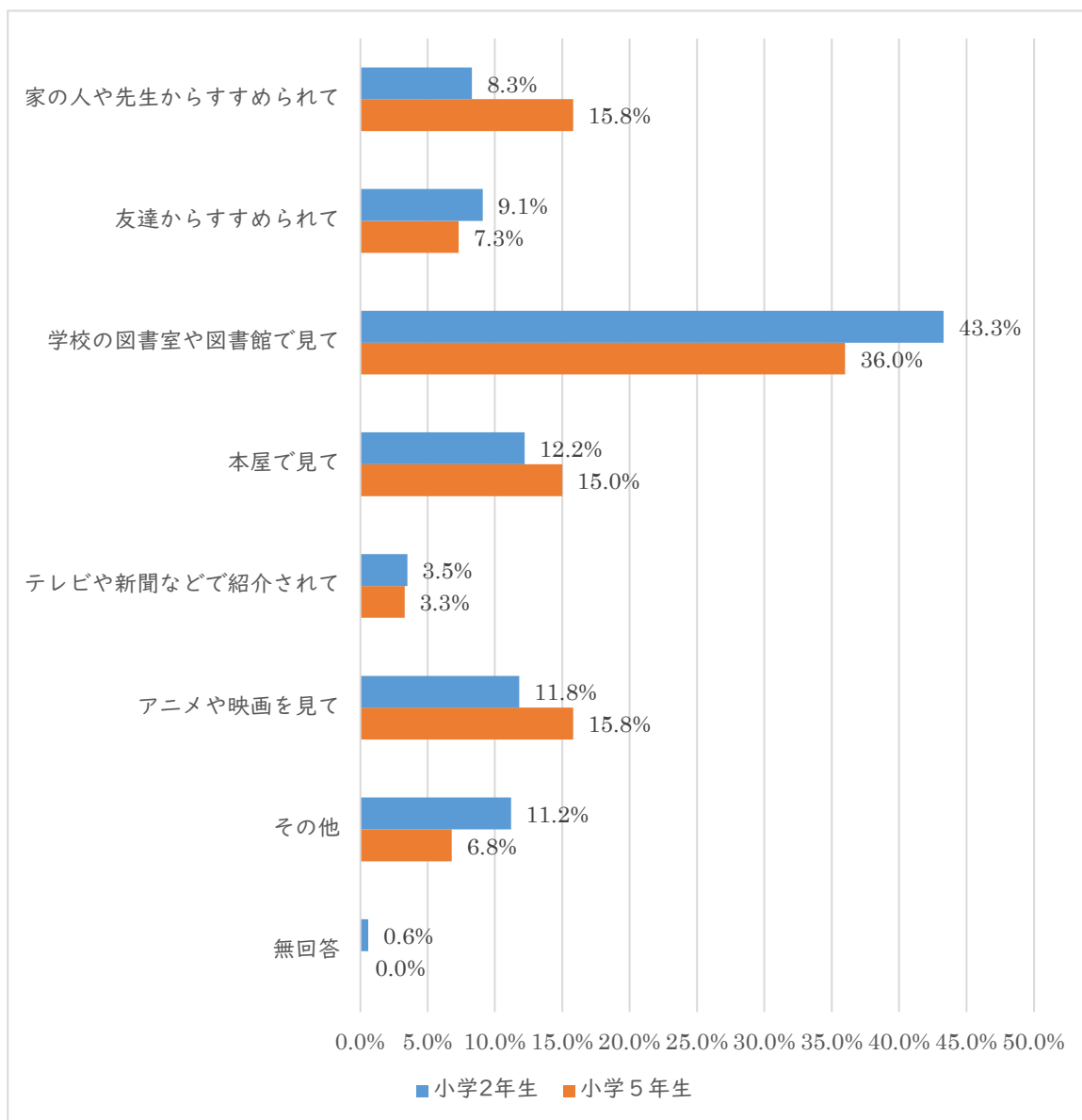
図書室の本を読まない		学校の図書室利用でいちばん困ることは何ですか。									
		読みたい本がない	使える時間が短い	行ったときに開いていない	本について相談できない	本を読む場所がない	図書室が遠い	借りるのが面倒	特に困ることはない	その他	無回答
	好き・どちらかというと好き	40.4 %	1.6 %	2.2 %	0.0 %	0.0 %	2.2 %	21.3 %	30.6 %	1.6 %	0.0 %
	あまり好きではない・好きではない	35.5 %	2.2 %	1.1 %	0.0 %	1.1 %	2.2 %	22.6 %	32.3 %	1.1 %	2.2 %

- ・中学生の「本が好き・どちらかというと好き」と「あまり好きではない・好きではない」それぞれの「学校の図書室利用で一番困ること」を分析したところ、どちらも学校の図書室に「読みたい本がない」ことが最も多く回答されていました。特に、読書が好きと答えた生徒のほうが読む本がないと感じている割合が高く、学校の図書室で読みたいという要求に十分応えていないことが考えられます。また、読書が好きでない生徒に対しては、手に取りやすく読みたくなるような本が学校の図書室にないことが考えられます。

●読む本を選ぶきっかけ

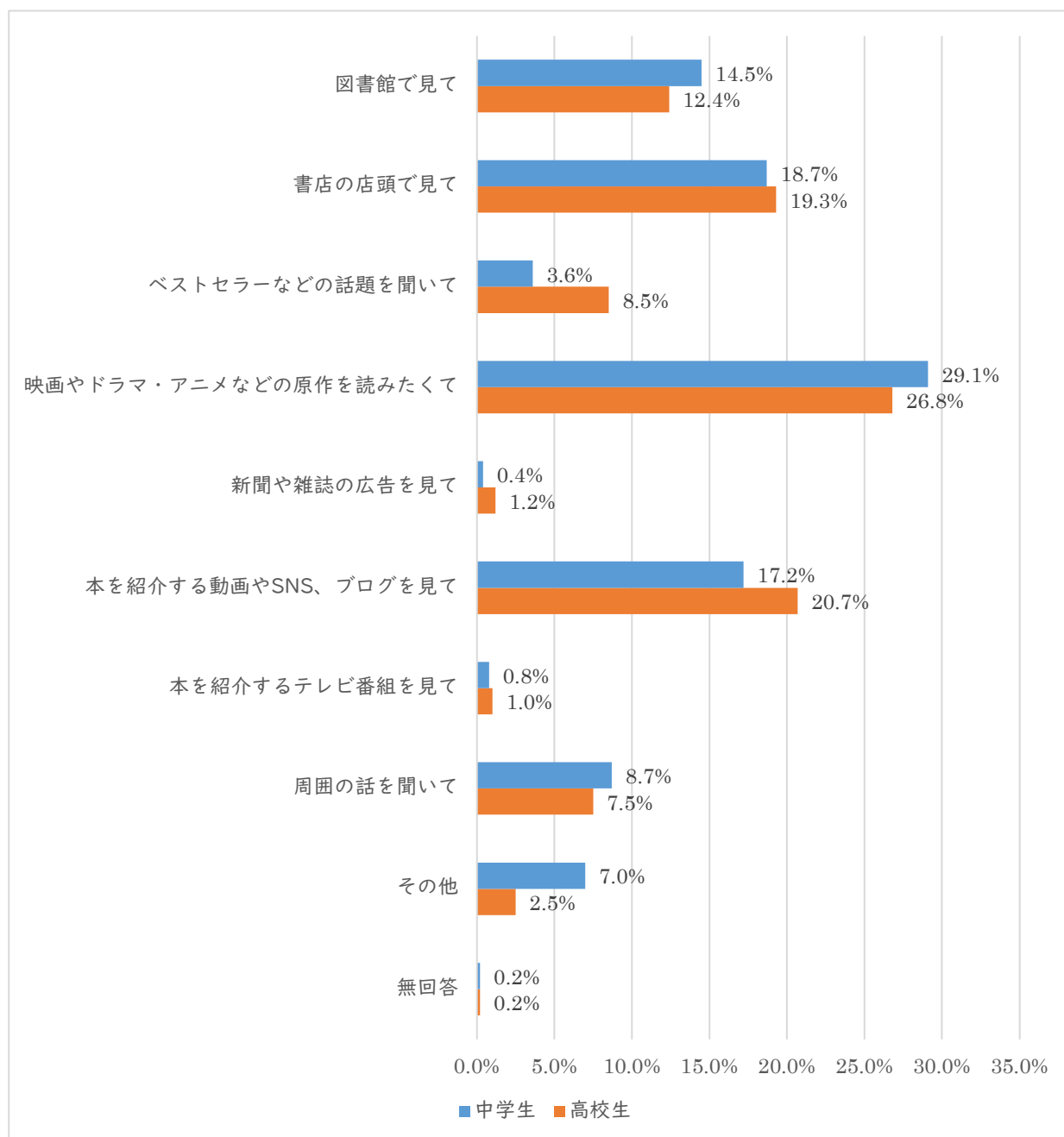
小学生

(R5 (2023) 年度調査)



- ・小学2年生の43.3%と小学5年生の36.0%は、学校の図書室や図書館で見て本を選んでいますが、このことから、小学生は学校の図書室や図書館の読書環境の整備が重要であることがわかります。
- ・小学5年生になると、学校の図書室や図書館で本を選ぶことが減り、家の人や先生からの勧めや、アニメや映画の影響、本屋で見て本を選ぶように変化していくことがわかります。
- ・小学2年生・5年生ともに、約1割が家の人や先生、友達の勧めで本を選ぶことから、本を子どもたちに手渡す手法の工夫がより必要になります。また、学校読書支援員^{※6}の読書支援を継続して進めていきます。

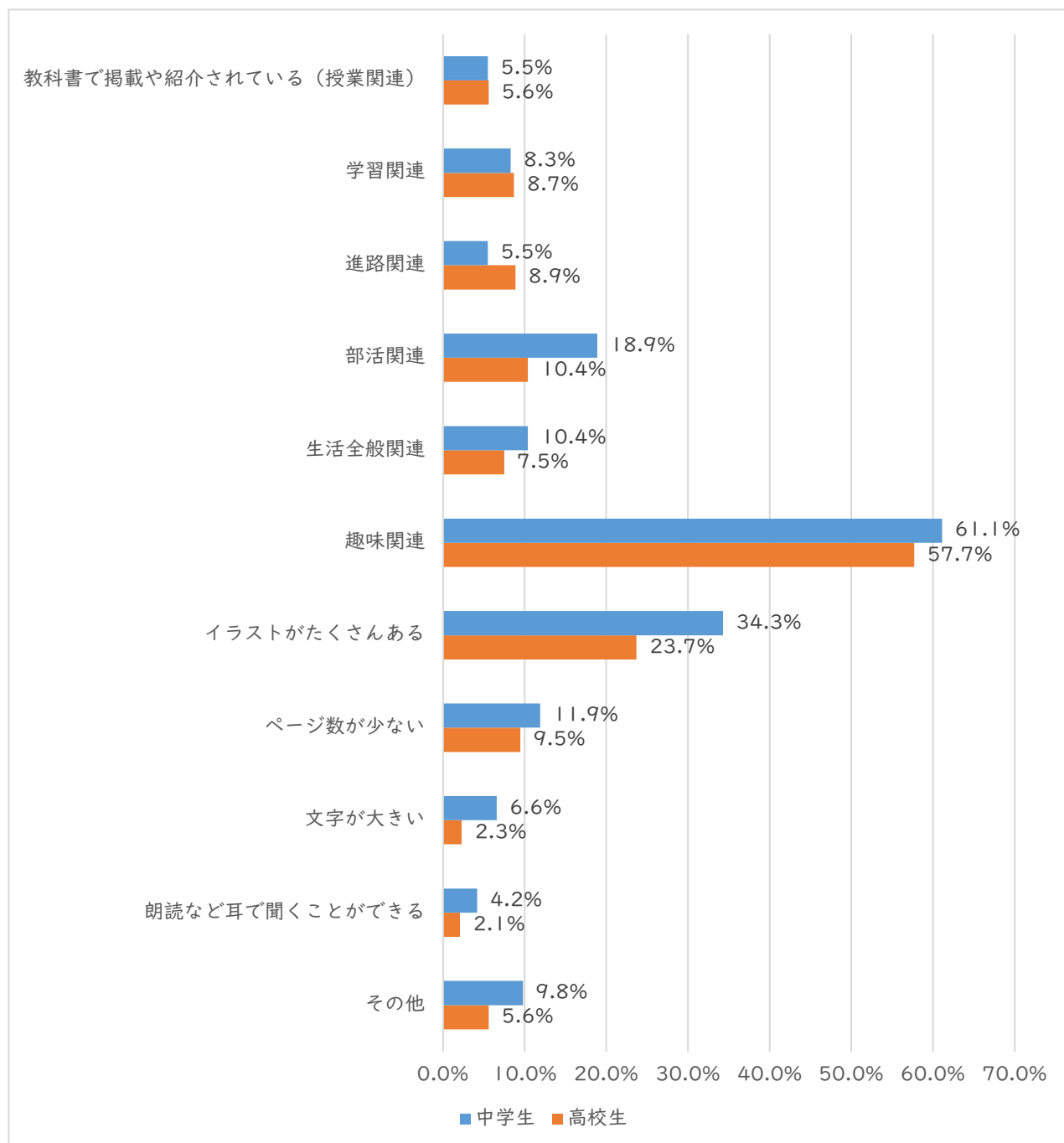
※6 学校読書支援員：学校読書支援員は、子どもの読書習慣づくり・読書環境整備を推進するために、全ての柏崎市立小学校を巡回し、学校の図書室の環境整備（図書登録、修理、書庫整理等）や読書支援（読み聞かせ、ブックトーク等）などを行っている。各小学校と相談・調整しながら支援を進めている。



- ・中学生・高校生ともに、映画やドラマ・アニメなどの原作を読みたいという回答が一番多く、次に書店や動画・SNS・ブログからと回答しています。このように、小学生とは異なり、学校の図書室や図書館ではなく、中高生は最新の情報から読む本を選ぶ傾向にあります。反対に、新聞や雑誌の広告やテレビの情報から読む本を選ぶ割合はかなり少ないです。
- ・学校の図書室の本を読まない中学生の、本を読むのが「好き・どちらかというと好き」と「好きではない・あまり好きではない」ごとの「本を選ぶきっかけ」を分析したところ、どちらも一番に「映画やドラマ・アニメなどの原作」を選んでいきます。読書が好きな生徒は「本を紹介する動画やSNS、ブログ」、次に「書店」と自発的に読みたい本を探し選んでいる傾向がありますが、読書が好きでない生徒は「図書館」や「書店」、「周囲の人の話を聞いて」と自身が目にした本や、聞いた情報により本を優先して選んでいる傾向にあります。

●中高校生はどんな本が読みたいのか

(R5 (2023) 年度調査)



- ・どんな本が読みたいのかの回答は、趣味関連が最も多く、中学生が 61.1%、高校生が 57.7%でした。次にイラストがたくさんある本、部活関連の本でした。
- ・学校の図書室の本を読まない中学生の、本を読むのが「好き・どちらかというと好き」と「好きではない・あまり好きではない」それぞれの「どんな本が読みたいのか」を分析すると、どちらも一番に趣味関連の本が読みたいことがわかりました。次に「イラストがたくさんある本」を選んでいきます。読書が好きでない生徒は、「ページ数が少ない本」や「文字が大きい本」などを選び、誰でも読みやすい本や手軽さを求めている傾向にあります。
- ・中高校生への読書を進めるには、趣味嗜好が広がる年代に合わせた蔵書構成や多様な読書スタイルを検討する必要があります。また、本を手にするきっかけとなるよう、興味を引くジャンルを把握する必要があります。

●市立小中学校図書館の資料整備

- ・各小中学校に児童・生徒用図書の予算配当を行い、図書の整備を行いました。

●電子書籍の利用

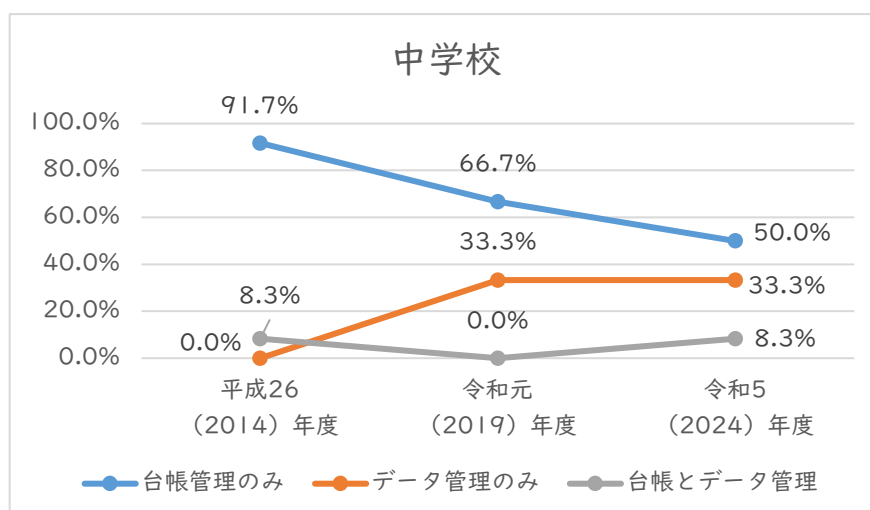
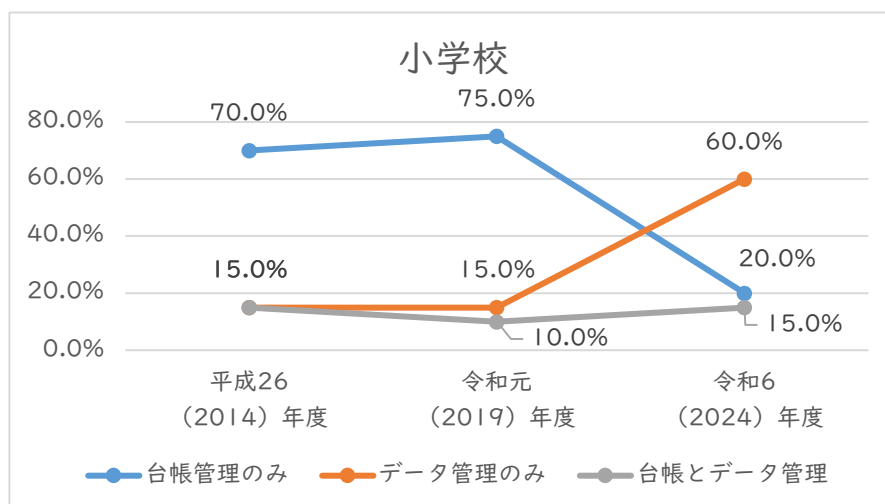
- ・パソコンやスマートフォン等の電子端末機で物語や小説を「よく読む・たまに読む」子どもはかなり増加しています。各機器やアプリ等の普及により、手軽に読書を行うことができる状況が進んでいます。

	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和 5 (2023) 年度	前年度比
小学生	14.7 %	17.8 %	37.8 %	20.0%増
中学生	26.4 %	31.8 %	43.8 %	12.0%増
高校生	—	—	54.2 %	—

●学校の図書データ管理

学校の図書管理システムの導入

- ・蔵書管理は紙台帳からパソコンによるデータ管理に移行しています。学校の状況により、紙台帳とデータの両方で管理しています。
- ・学校図書管理システムによる蔵書の管理・統計等には有効性を見込めますが、それ以外の面では費用対効果が見込めないため、学校図書館に導入されていません。



●朝読書の実施状況や読書旬間の実施

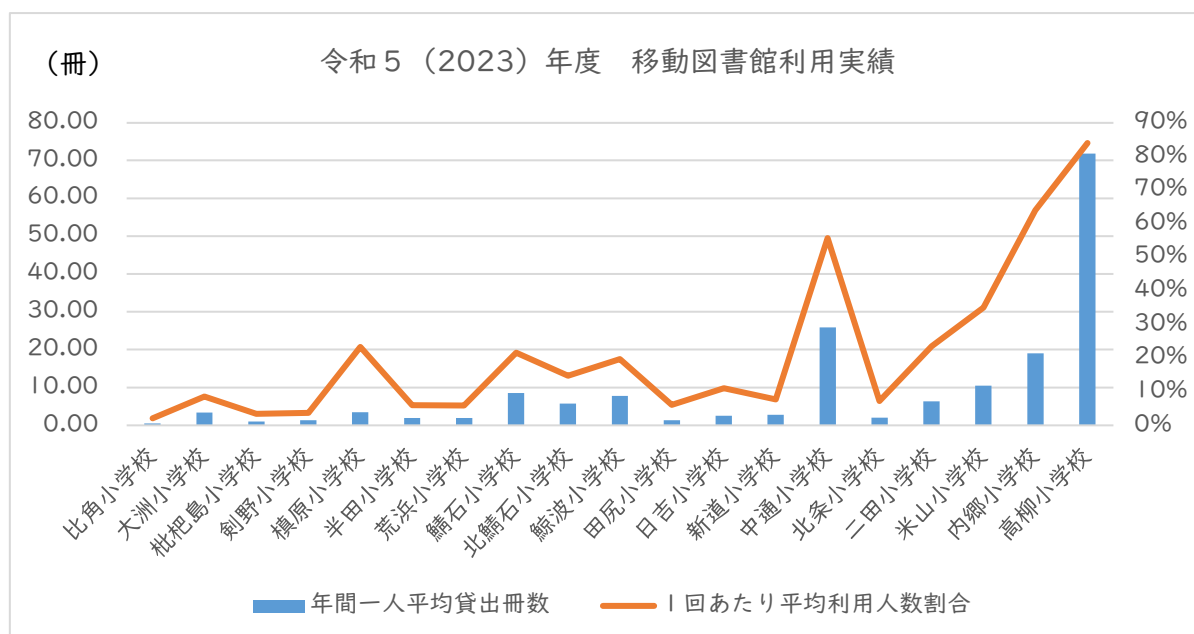
		平成 26（2014）年度	令和元（2019）年度	令和 6（2024）年度
小学校	毎日	3 校	1 校	2 校
	週に 3～4 回	6 校	12 校	5 校
	週に 1～2 回	11 校	6 校	9 校
	実施なし	0 校	1 校	3 校
中学校	毎日	3 校	5 校	2 校
	週に 3～4 回	9 校	7 校	6 校
	実施なし	0 校	0 校	3 校

- ・朝読書を推奨し、各学校の状況に応じ実施しています。また、図書委員会活動や読書旬間を計画的に実施しました。小学校では、学校読書支援員と連携しながら、本の借り方や活用の仕方など支援を受けながら読書の充実を図りました。

●移動図書館（自動車文庫）の利用状況

- ・市立図書館の利用が困難な児童に読書の機会を提供するため、市立図書館から月に 1 回程度、移動図書館車に本を載せ、小学校（柏崎小学校を除く）に巡回貸出しを行っています。学校の業間休みやお昼休みに児童が自身で読みたい本を選び、直接借りることができます。※令和 6（2024）年度は高柳小学校が閉校のため、1 校減となります。

	平成 26（2014）年度	令和元（2019）年度	令和 6（2024）年度
利用小学校数	16 校	19 校	18 校※



- ・遠方で市立図書館の利用が難しい小学校は、一人当たりの貸出冊数が多い傾向があります。

●貸出文庫の利用状況

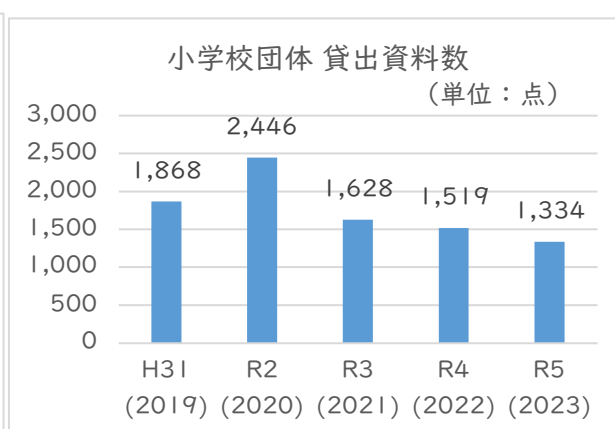
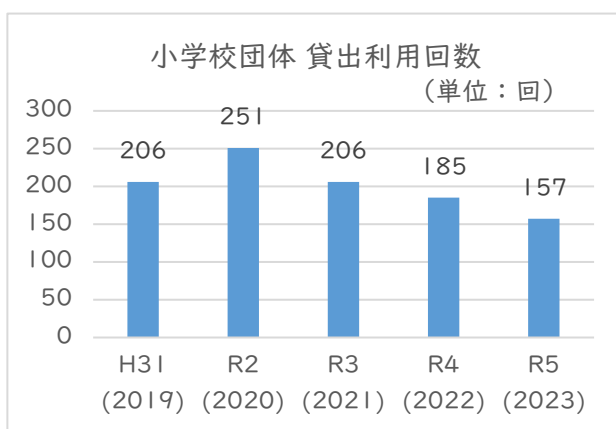
- ・学校の図書室の図書を補完するため、利用希望のある小・中学校へ40冊程度、約2か月間（年6回）配本し、学校で利用できるようにしています。

	平成 26（2014）年度	令和元（2019）年度	令和 6（2024）年度
小学校	6 校	10 校	5 校
中学校	1 校	4 校	1 校

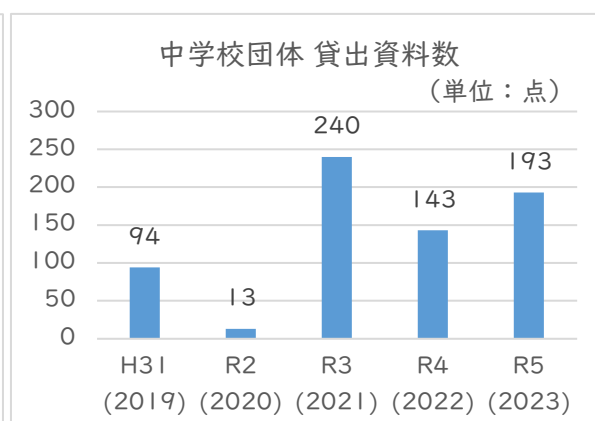
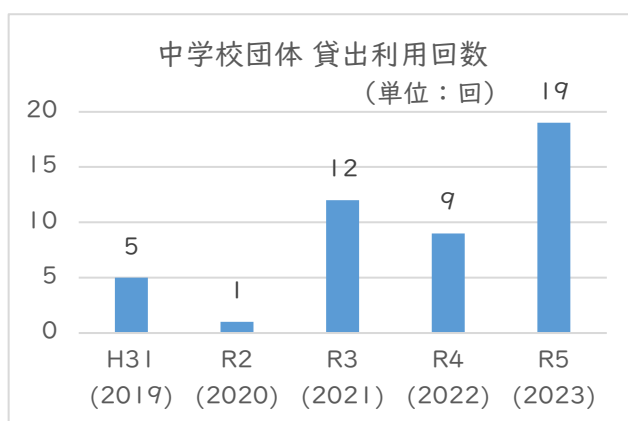
- ・貸出文庫を利用することで、学校の図書室だけでなく、様々なジャンルの本を読むことができます。児童生徒が「読みたい本」に出会えるような環境を整えています。

●市立図書館から学校へ貸し出す団体貸出の状況

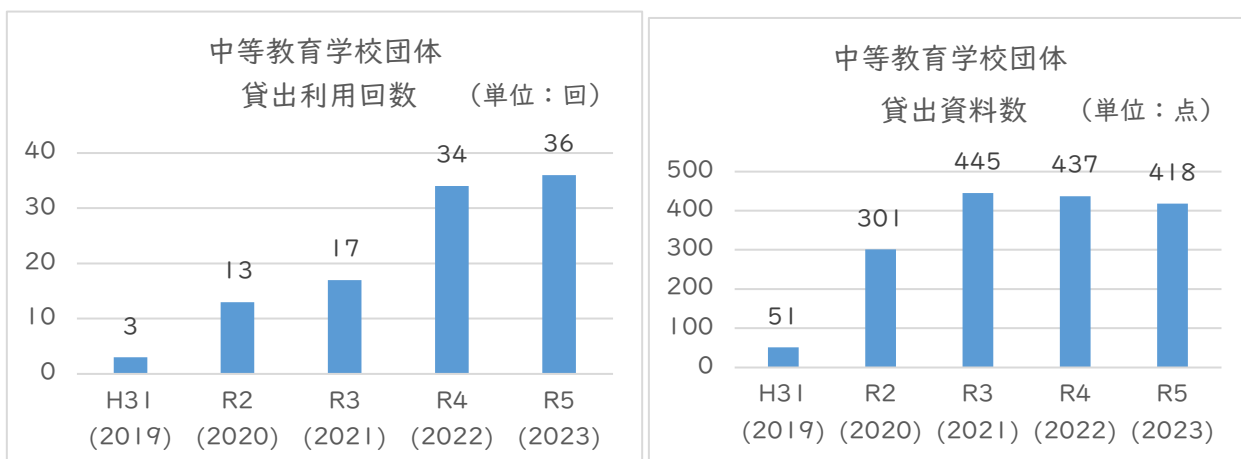
調べ学習や授業で使用するために市立図書館の図書資料を貸し出ししています。



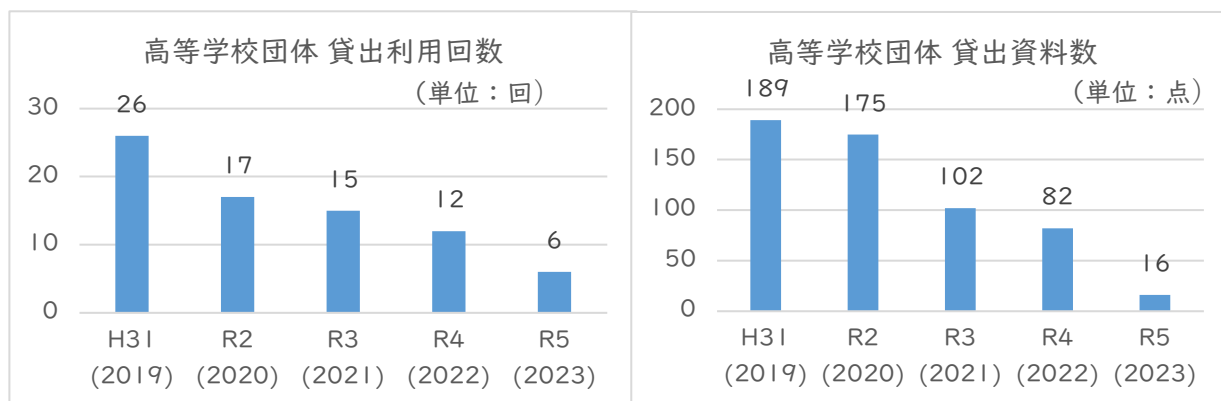
- ・小学校では、学校の図書室で対応ができないジャンルや数量に対応するために、市立図書館の図書資料を学校読書支援員も協力しながら事前に準備し、学習に利用しています。
- ・近年は、調べ学習や探求学習の際、1人1台配備されたタブレット端末等で調べるなど、調べる手法が変わってきたことにより、図書資料の利用が減ってきています。



- ・中学校では、令和5（2023）年度では4校の利用がありました。主に授業利用によるものです。中学校には学校読書支援員の巡回支援がないため、団体貸出を希望する中学校教諭が直接市立図書館へ申し込み、利用しています。



- ・中等教育学校は、利用が増えています。主に図書室の利用を目的として活用されています。「ソフィアセンターの本」としてコーナーが設置され、多くの生徒から利用されています。



- ・高等学校では、年々利用が減っています。令和5（2023）年度は2校の利用でした。

■まとめ

学校での朝読書の取組により、読書習慣が定着する傾向にあります。小学校では、学校読書支援員の読書支援も行い、図書室の本を読む子どもが増えています。さらに、各学校が移動図書館や貸出文庫、団体貸出を継続して利用しており、学校において幅広いジャンルの多数の書籍の利用が可能となっています。

しかし、学校の図書室を利用しない子どもに対して、利用したくなるような読書環境の整備や、本が好き・嫌い問わず、多様な子どもの読書欲求に答えられるよう蔵書を充実させる必要があります。特に、中高生の読書意欲を高める読書環境の整備や支援が課題です。

4 図書館（ソフィアセンター）における取組と現状

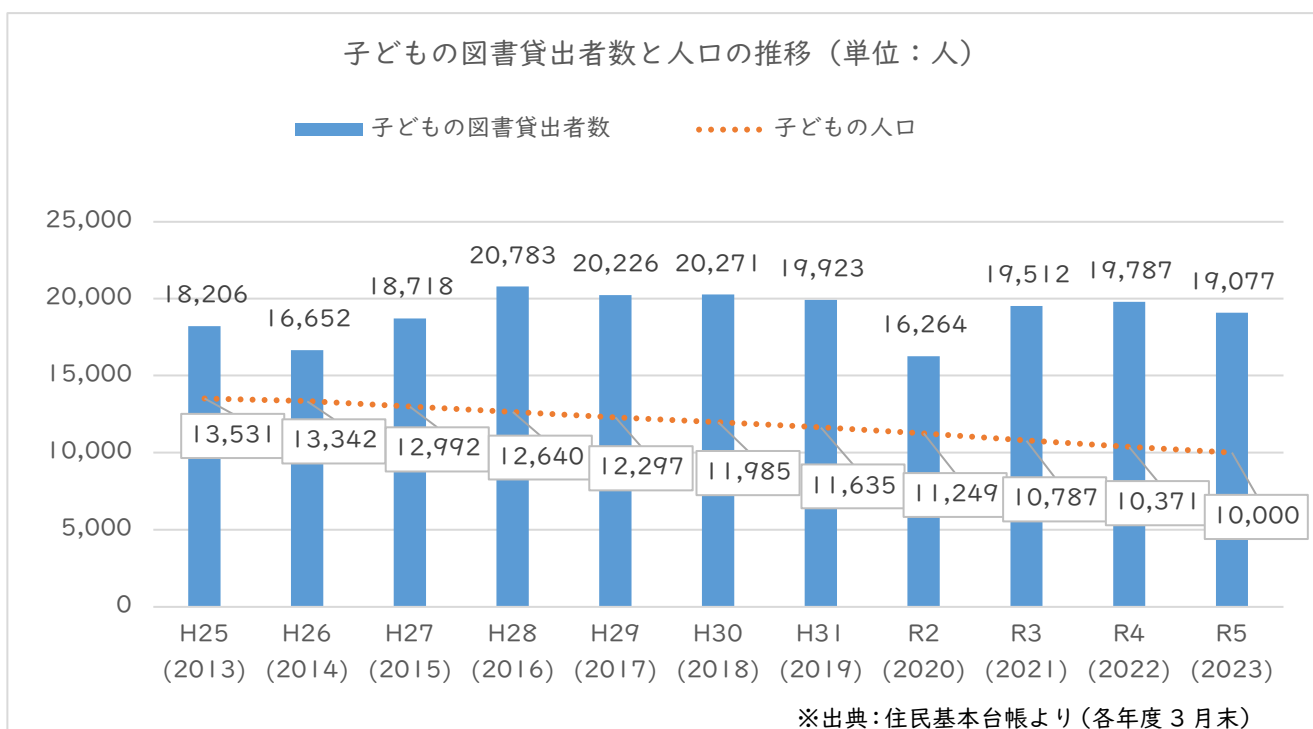
●子どもの資料貸出者数

1日の平均貸出者数

平成 26（2014）年度	平成 30（2018）年度	令和 5（2023）年度
46.5 人	57.7 人	54.3 人

・柏崎市立図書館の貸出者数は、過去の実績から約1日50人と横ばいです。

●子ども（0～18歳）の図書貸出者数と人口の推移



●1年間の子ども（0～18歳）の資料貸出冊数

平成 26（2014）年度	平成 30（2018）年度	令和 5（2023）年度
65,185 冊	73,406 冊	61,021 冊

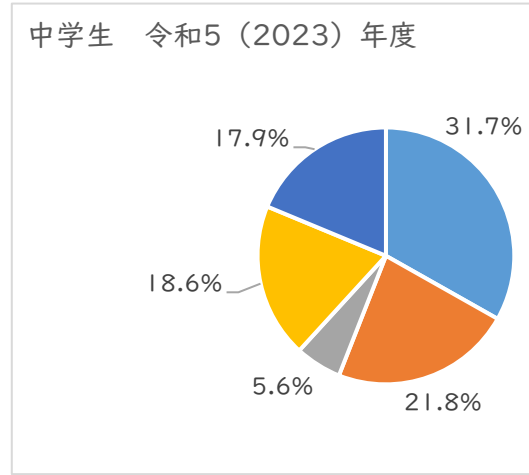
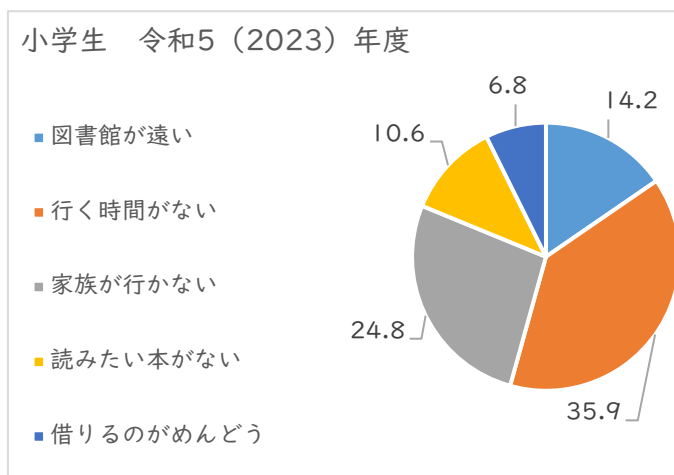
●子どもの利用率と利用しない理由

図書館に「行かない」と回答した割合

	平成 25（2013）年度	平成 30（2018）年度	令和 5（2023）年度
小学生	58.6 %	58.7 %	52.4 %
中学生	82.0 %	83.1 %	77.9 %
高校生	—	—	66.6 %

・市立図書館に行かない割合は小学生で約5割強、中学生で約7割強、高校生で6割強でした。小学生と中学生は、若干減少しています。

図書館に行かない理由



- ・小学生が図書館に行かない一番の理由は、前回調査時は「家族が行かないから」でしたが、「行く時間がない」に変わりました。
- ・中学生は前回調査時と変わらず、「図書館が家から遠い」、「習い事や部活などで行く時間がない」が割合を大きく占めました。

●学校読書支援員による支援

市内全ての小・中学校において、図書館主任は、本来の教諭の業務の傍ら学校図書館の業務を担当しています。資料の選択・収集、図書資料整備及び読書活動の指導など学校図書館の業務を専任として行うことが難しい現状です。そこで、学校図書館がより良く機能するための支援として、平成 28（2016）年度から学校読書支援員を配置しました。令和元（2019）年度に 1 名増員し、5 名で巡回支援をしています。

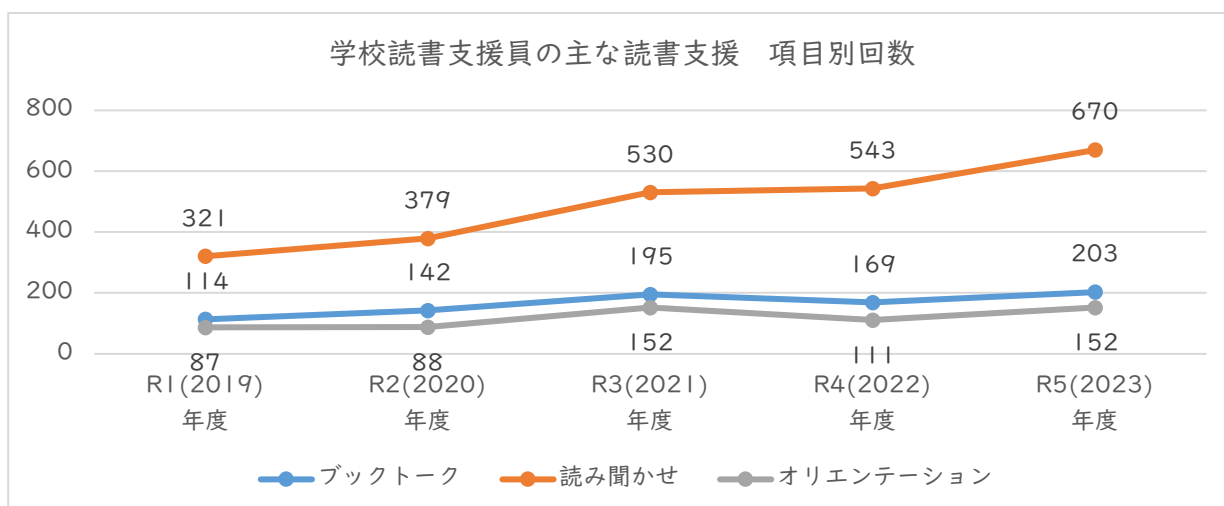
・学校読書支援員の配置経過

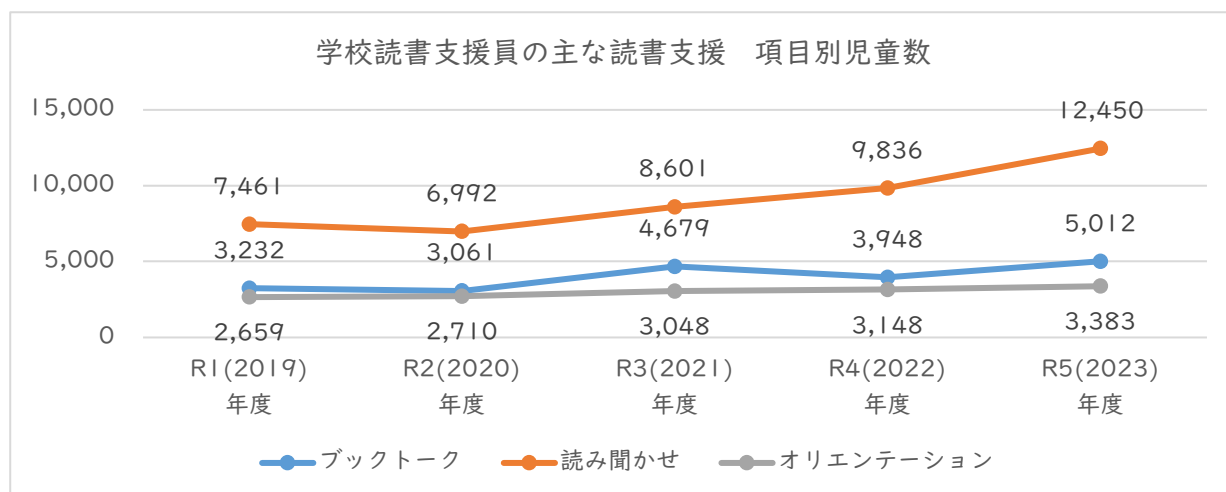
平成 28（2016）年度 2 名 平成 29（2017）年度 4 名 令和元（2019）年度 5 名

・市内の全小学校 19 校を 5 名で巡回しています。

（高柳小学校の閉校により令和 6（2024）年度から 19 校）

- ・図書の受入・廃棄・修理などの資料整備及び読書指導などを行い、学校図書館の読書環境整備と児童に対する読書支援を行いました。





●かしわぎ子ども司書養成講座の実施

図書委員会児童が本の分類、配架、本の紹介のためのポップづくり、読み聞かせの実演など司書としての基本知識・技能を習得する講座です。平成27(2015)年度から希望する小学校の図書委員会を対象に開講してきました。

平成 27 (2015) 年度 ・ 28 (2016) 年度	柏崎小学校、北鯖石小学校	令和 3 (2021) 年度	新道小学校
平成 29 (2017) 年度	比角小学校、荒浜小学校、 大洲小学校	令和 4 (2022) 年度	半田小学校 内郷小学校
平成 30 (2018) 年度	日吉小学校、田尻小学校	令和 5 (2023) 年度	中通小学校 内郷小学校
令和元 (2019) 年度	槇原小学校	令和 6 (2024) 年度	内郷小学校
令和 2 (2020) 年度	二田小学校		

- ・学校全体の読書活動のリーダーとなることにより、学校読書の推進に貢献しています。
- ・児童減少による図書委員会の縮小で、実施校が特定の学校に限られてきたため、実施方法の見直しが必要となってきています。

●中高生への読書推進

- ・ティーンズブックスコーナーに中高生が興味を引くような蔵書約200冊を入れ替えるなどして、コーナーを定期的に整えました。また、柏崎高等学校図書委員会からおすすめの本を展示してもらい、中高生により身近な「居場所」となるよう努めました。
- ・令和2(2020)年度から、柏崎高等学校司書と連携して、「おすすめの本」を市立図書館ホームページに掲載しました。また、同校の柏崎サイエンスプロジェクト(KSP)探求学習において、生徒からのレファレンスに対応しました。

令和 2 (2020) 年度	12 班 12 件 59 人
令和 3 (2021) 年度	12 班 13 件 60 人
令和 4 (2022) 年度	20 班 21 件 78 人
令和 5 (2023) 年度	18 班 18 件 57 人

- ・柏崎総合高校での授業単元で読み聞かせ・紙芝居指導を継続して行いました。
- ・おすすめの本を掲載した中高生向けブックリスト「読んでほしいな」を中学校・高校へ配布し、読書推進を図りました。

●ブックスタート事業

- ・絵本の読み聞かせを通して乳児の健やかな成長を促すとともに、家族のふれあいを深めることを目的とし、平成30（2018）年度から4か月健診の時期に合わせて、赤ちゃん絵本を一人2冊プレゼントしています。絵本を贈り、早い時期から絵本に触れ、親しむことや、保護者が読み聞かせを行うきっかけづくりをすることができました。保護者からは、高い評価を得ています。
- ・ふれあいブックスタート（新規）
令和3（2021）年度から、ブックスタートのフォローアップ事業として、「ふれあいブックスタート」を開始しました。令和4（2022）年度からは毎月開催し参加者が増えています。

令和3（2021）年度	5回	31人
令和4（2022）年度	12回	49人
令和5（2023）年度	12回	149人

●児童図書等の充実

- ・年齢や利用目的に沿って児童図書等を選書し、受入れを行いました。読み物だけでなく、調べ学習や探求学習用図書、大型絵本、バリアフリー図書等幅広く整備しました。

●年齢別おすすめ絵本リスト作成、配布

- ・ブックスタート事業の開始と併せて、「ふぁーすとぶっく（0～2歳むけ）」、「せかんどぶっく（3～5歳むけ）」の2つのリストを作成、図書館や元気館ジャングルキッズなどに設置し、配布しています。

●絵本で子育て事業による普及・啓発

- ・オリジナルのシンボルマークを絵本読み聞かせや子育てイベントチラシ、ポスターに用いて「絵本で子育て」の普及・啓発を行いました。



●絵本記録ノートの活用

- ・乳幼児向け「これよんで」をおはなし会やふれあいブックスタート、館内等配布し、絵本で子育てのきっかけづくりや、親子の絆を深める記録ノートとして活用してもらいました。

●読書手帳の活用

- ・小学生向け「かしわざきし よむっこノート」を希望する小学校や見学の小学生、館内で配布、読書活動や家読（家庭読書）として取り組みました。

●子ども向け事業

- ・子どもの読書推進につながるようなイベントや講座を数多く行いました。
- ・絵本作家による講演会や人形劇、ワークショップなど多くの事業を、絵本こどもフェスタ実行委員会を始め、関係団体等と連携しながら行いました。

●乳幼児・親子向け読書活動の推進

図書館で行っている読み聞かせ会、おはなし会等の実施状況

平成 26（2014）年度	・読み聞かせ会、紙芝居、おはなし会 延べ 16 回実施	参加者 延べ 646 人
平成 30（2018）年度	・読み聞かせ会、紙芝居、おはなし会等 延べ 61 回実施	参加者 延べ 622 人
令和 5（2023）年度	・読み聞かせ会、紙芝居、おはなし会等 延べ 42 回実施	参加者 延べ 227 人

- ・図書館司書の他、市内団体、図書館絵本ボランティアとの連携により、数多くの機会を提供できる体制がとれました。

●バリアフリー図書の充実

- ・子どもたちの多様なニーズに答えるため、ＬＬブックや大活字本、点字図書などを購入し、だれひとり取り残さない読書環境を整えました。

●読み聞かせボランティアの育成・支援

- ・図書館に登録している「絵本ボランティア」、「ブックスタートボランティア」は継続し、活動しました。
- ・「はじめての絵本セミナー」、「絵本の読み聞かせボランティア交流研修会」等を開催し、ボランティアのスキルアップや経験をいかすために交流の機会を持ちました。
- ・希望する小学校や元気館ジャングルキッズ、子育て支援室へ図書館登録している絵本の読み聞かせボランティアを派遣し、育成だけでなく活躍の場を広げました。
- ・地域のボランティアによる読み聞かせは、14 の小学校でも行われています。
- ・読み聞かせボランティア研修会での講師の確保が難しく、今後の課題です。

●読書関係職員の研修

- ・教育センターが読書講演会を開催しました。また、教職員に向けた研修会を同センターが企画し、図書館司書が「図書修理」や「ビブリオバトルの手法」について講義をしました。

●子ども読書活動の広報・啓発

- ・子ども読書活動の一環として、子ども読書の日や子どもの週間、秋の読書週間に、子ども司書によるポップ（本の紹介）展示や絵本作家の原画によるぬりえ展などのイベントを開催し啓発しました。
- ・元気館広報ホームページ「すくすくネット」と図書館ホームページをリンクし、広報や読書啓発を図りました。

■まとめ

読み聞かせボランティアの育成では、経験をいかすために交流の機会を持ち、ボランティアのスキルアップがなされ、地域や学校、ブックスタートボランティアへと活動が広がりました。また、ブックスタート事業や年齢別おすすめ絵本リスト作成・配布、絵本で子育て事業、かしわざき子ども司書養成講座の実施等数多くの事業を継続して取り組みました。

特に、ブックスタート事業は、保護者から大変好評で、早い時期から絵本に触れ親しみながら親子の絆を深めることや、読み聞かせのきっかけづくりをすることができました。フォローアップとして新規に始めた「ふれあいブックスタート」では、ブックスタートの意義をより深め、保護者への意識付けや市立図書館の利用促進へつながりました。

子ども司書養成講座の実施により、図書委員会の児童が学校全体の読書活動のリーダーとなることで学校読書が推進されました。

学校読書支援員は、現在 19 小学校を 5 人の学校読書支援員で巡回支援していますが、児童へのより良い支援のためには、学校の司書教諭等との連携と役割分担の工夫や調整協議が必要です。また、中学校からの支援の要望もあり、より充実した支援ができるよう、事業展開の必要があります。

新たに高校との連携も図り、中高生が図書館を利用しやすい環境づくりや読書推進に取り組みましたが、中高生が読書をもっと身近に感じて、図書館を利用してもらうことが課題です。

第3章 子ども読書活動推進のための施策

子ども読書活動に関する現状と課題を踏まえ、以下の施策に取り組み、子どもの読書習慣づくり及び読書環境の整備に努めることとします。

これらの施策は、子どもの読書活動に関係する機関や団体が主体となって連携・協力しながら取り組み、柏崎市全体で子どもの読書推進を図ります。

Ⅰ 「絵本で子育て」の推進（継続・充実）

乳幼児期において絵本の読み聞かせを通して、絵や言葉を感じ取り、感性や言語能力などを育むことは大変重要です。また、乳幼児期に親の懷に抱かれて親子一緒に絵本を楽しむことは、親子の大切なコミュニケーションの機会ともなります。

家庭や地域での子育てに絵本の読み聞かせを積極的に活用して健やかな子どもの成長を促すため、「絵本で子育て」の啓発活動やイベント等を展開します。

読み聞かせを週1日以上行っている保護者を現在の63.6%から6.4ポイント増やし、70.0%にすることを目指します。

読み聞かせを週1日以上 行っている保護者	現状：R5（2023）年度	目標
	63.6%	70.0%



「絵本で子育て」ロゴ

全体のハートをかたどっている形は、絵本で育まれる子どもの心や絵本で子育てする親の愛情を表現しています。

- (1) 「絵本で子育て」のロゴやポスター等による啓発
- (2) 市ホームページ、園だより、SNS 等による「絵本で子育て」に関する情報の発信
- (3) 絵本イベントや読み聞かせ講座等の実施
- (4) 乳幼児健診等での絵本の読み聞かせや紹介
- (5) 年齢別のおすすめ絵本リスト作成、配布
- (6) ブックスタート事業・ふれあいブックスタートの継続・充実
- (7) 絵本記録ノート「これよんで」等の配布及び活用促進



ソフィアセンターで行われている
ふれあいブックスタートの様子

<主な取組主体>

図書館、こども家庭センター、保育課、文化・生涯学習課、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、小学校、読書ボランティアグループ、子育てサークル、書店

2 「家庭読書(家読)^{うちどく}」の普及・定着（継続・充実）

小中学校を中心に以前から「家庭読書（家読）^{うちどく}※7」の普及活動に取り組んできました。この活動をより効果的に進展させるため、家庭における読書の時間を充実させる取組を推進します。また、中高生に向けた取組を行います。

「読書が好き・どちらかというが好き」という子どもの割合を、小学生では現在の81.4%から3.6ポイント増やし85.0%に、中学生では現在の75.5%から4.5ポイント増やし80.0%にすることを目指します。

また、家や図書館で1日当たり30分以上読書をする子どもの割合を、小学生では全国並みの37.0%に、中学生では、第二次計画同様に37.0%を目指します。

読書が好きな子どもの割合	現状：R5（2023）年度		目標	
	小学生	81.4%	小学生	85.0%
	中学生	75.5%	中学生	80.0%

1日30分以上読書をする 子どもの割合	現状：R5（2023）年度		目標	
	小学生	32.7%	小学生	37.0%
	中学生	33.2%	中学生	37.0%

- (1) 啓発チラシの作成・配布
- (2) 年代別おすすめリストの作成、配布
- (3) 読書手帳「かしわざきしよむっ子ノート」※8
の配布及び活用促進
- (4) 中高生向け「ティーンズブックスコーナー」
の充実
- (5) 中高生への読書推進（電子書籍の利用を含む。）
- (6) 学校における朝読書や読書旬間行事の継続・充実
- (7) SNS を活用した読書に関する情報発信



ティーンズブックスコーナー

<主な取組主体>

家庭、保育園・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、図書館、文化・生涯学習課

※7 家読（うちどく）：「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。

※8 読書手帳「かしわざきしよむっ子ノート」：いつ、どんな本を読んだかを記録する手帳。読んだ本の記録だけでなく、感想や心の残った言葉なども記録することができる。

3 児童図書の整備と利用促進（継続）

子どもたちの身近な場所に本があり、いつでも手に取って読むことができる環境は大切です。図書館、学校、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、こども家庭センター等子どもたちの居場所には本を整備し、使用しやすい環境づくりを進めます。

- (1) 児童図書の購入、寄贈図書の受入
- (2) 子ども司書（読書リーダー）※⁹の養成・活用
- (3) 貸出文庫及び移動図書館事業の活用

<主な取組主体>

家庭、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、図書館、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、こども家庭センター、放課後児童クラブ、地区コミュニティセンター



子ども司書養成講座の様子



移動図書館の様子

4 読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用（継続）

図書館を始め、保育園・認定こども園・幼稚園、小中学校及び子育て支援施設等で活動する読書ボランティアの養成、研修、ネットワークづくり及び活動機会拡充のための紹介・仲介等を行います。

- (1) 読書ボランティア研修や情報交換会の実施
- (2) 希望団体等へのボランティア紹介及び仲介

<主な取組主体>

図書館、教育センター、小学校、中学校、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、こども家庭センター、子育てサークル

※⁹ 子ども司書：子どもが司書の仕事を体験しながら、家族や友達に読書のすばらしさや大切さを伝える「読書リーダー」となることを目的とした読書推進の取組の1つ。

5 読書関係職員研修の充実（継続）

読書活動推進に従事する職員の知識習得・スキルアップのため、図書に関する研修会や読み聞かせ講座などへ積極的な受講を促します。

(I) 図書館教育研修会や読み聞かせ講習会への職員参加

＜主な取組主体＞

図書館、教育センター、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室

6 支援を要する子どもへの対応（新規）

令和元（2019）年 6 月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）※10」に基づき、国では「読書バリアフリー基本計画」が策定されました。通常の読書活動が難しく、特別な支援が必要な子どもに対し、個々に利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう支援します。また、市内の人口の約 1%を外国出身の方が占めており、日本語を母国語としない子どもの数が増えていることが推測されるため、こうした子どもへの対応に配慮します。

- (1) 読書バリアフリーの啓発
- (2) バリアフリー図書や機器※11の整備
- (3) 特別支援学校等との連携
- (4) 日本語を母国語としない子どもへの対応
（情報収集・提供）

＜主な取組主体＞

図書館、学校教育課、小学校、中学校、
高等学校、中等教育学校、特別支援学校



バリアフリー読書

※10 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）：視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

※11 バリアフリー図書や機器：通常の読書活動が難しい子どもが利用しやすい様々な形態の資料やその機器。大活本、点字図書、LLブック、布の絵本・さわる絵本、デイジー図書・デイジー再生機、リーディングトラッカー、拡大鏡などがある。

7 学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討と学校読書支援員による巡回支援（継続・充実）

平成9（1997）年の学校図書館法改正において12学級以上の小中学校の司書教諭^{※12}が必置となり、また、平成26（2014）年の同法の改正では学校司書^{※13}の配置が努力義務として定められました。しかし、クラス担任を兼ねることが多い司書教諭では子どもたちへの図書紹介や資料整備等を行うことが困難であるため、市立図書館（ソフィアセンター）が市内の全小学校へ学校読書支援員を配置し、巡回支援を行っています。

今後も、専任の学校図書館担当職員（学校司書等）の配置を検討しながら、市内小学校へ学校読書支援員が巡回支援を継続します。中学校については、学校図書館の更なる活用に必要な支援体制について学校現場の意見を聞きながら検討を進めます。

- (1) 専任の学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討
- (2) 学校読書支援員による巡回支援の継続・充実

<主な取組主体>

小学校、中学校、学校教育課、図書館



学校読書支援員によるブックトーク
読書に興味を持たせ、幅を広げます。



学校読書支援員の読み聞かせに
聞き入る児童たちの様子

※12 司書教諭：学校図書館法第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定され、講習を修了した教諭が司書教諭となると定められている。

※13 学校司書：学校図書館法第6条で「学校には、第5条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員「学校司書」を置くよう努めなければならない」と規定されている。

8 学校図書館の施設及び資料整備の充実（継続）

平成29（2017）年3月に告示された小・中学校学習指導要領の総則「第3 教育課程の実施と学習評価 Ⅰ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の中で、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させること」としています。^{※14}

また、小学校学習指導要領の国語「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、内容の取扱いについて、「本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本を適切に選ぶことができるように配慮すること」としています。このような内容を確実に実施できるよう、学校図書館の施設改善や資料整備の充実を図ります。

さらに、ICT技術を活用した読書活動の取組（タブレット・電子書籍など）を進めます。

（Ⅰ）学校図書館の充実・活用

<主な取組主体>

小学校、中学校、学校教育課、
教育総務課



整備が進んだ学校図書館の様子

書架に見出しを付け、分類ラベルを貼り、分類順に配架することで、児童自ら読みたい本を手にとるようになりました。また、新刊本など展示をすることで図書館の利用が増えました。



※14 補足説明「小学校学習指導要領解説 総則編 P91」

これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、（中略）学校図書館が児童が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。

9 子ども読書活動の広報・啓発（継続）

毎年4月23日は「子ども読書の日」です。4月23日の「子ども読書の日」から3週間実施する「こどもの読書週間」を市ホームページ等で市民にお知らせし、子どもの読書活動普及を呼び掛けます。子どもの読書活動に関係する施設や団体等で、絵本の読み聞かせ等の読書関連行事開催を呼び掛けます。子ども読書週間中の読書行事の充実を図ります。

また、「こども読書週間」に限らず、夏休みや冬休み、秋の読書週間など年間を通じた読書行事の充実を図ります。



絵本作家かんべあやこさんの
原画を使った読書週間ぬりえ展



「ひとはこ図書館」展示
柏崎産の木材で製作した本箱に
おすすめの本を入れて展示しました

<主な取組主体>

図書館、文化・生涯学習課、保育園・認定こども園・幼稚園、子育て支援室、こども家庭センター、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、読書ボランティアグループ

第4章 施策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

本計画に掲げた各施策を推進するための情報交換や協議等を行う「かしわざき子ども読書プラン推進会議」（以下「推進会議」という。）を市役所内の読書に係る課等で組織します。

また、推進会議の招集、協議の取りまとめ等の事務業務は、図書館で行います。

2 進行管理

本計画は年度ごとの進行管理を行い、実施状況は図書館協議会で毎年報告します。

同協議会は、家庭教育、社会教育、学校教育、地域の読書ボランティア関係者等で構成されており、各分野における様々な観点から検証を行い、計画推進に関する意見等を推進会議に反映させていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読

書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法（昭和28年法律第185号）

（目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

〔以下略〕

文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の

物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵（かん）養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵（かん）養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵（かん）養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実に人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次柏崎市子ども読書活動推進計画

—かしわざき子ども読書プラン—

令和7（2025）年3月

発行：柏崎市教育委員会